

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	収納・滞納管理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部 収税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税種別割及び固定資産税・都市計画税の徴収及び滞納整理事務を行うため
個人情報の記録項目	1:氏名、2:年齢、3:生年月日、4:住所、5:電話番号、6:最終収納日、7:最終収納額、8:最終更正日、9:消込収納日、10:口座収納日、11:口座の有無、12:納管人の有無、13:送付先の有無、14:未納額計、15:滞納額計、16:還付未済額計、17:延滞金計、18:収滞納詳細
記録される個人の範囲	個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税種別割及び固定資産税・都市計画税の賦課履歴のある納付義務者
記録情報の収集方法	賦課所管課（市民税課、資産税課）からの賦課情報、収滞納管理及び滞納整理事務により収集
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的な提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令：— 内 容：—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。